保健室の利用・スポーツ振興センターについて

⑴ 保健室について

保健室は、応急処置・疾病の予防のための健康教育・健康相談を行います。

① ケガや病気で応急処置を受けた場合は、記録簿に該当事項を記入する。

② 早退をする時は、担任もしくは保健室で早退届を受け取る。

③ 保健室では、内服薬は投与しない。

⑵ スポーツ振興センターについて

本校生徒は原則全員スポーツ振興センターに加入しています。

① 災害共済給付の対象

学校管理下（登下校時、校外の諸行事を含む）で発生した災害において、医療費、障害見舞金、死亡見舞金の給付が対象となる。但し、１つの災害につき診療点数が 500 点（5,000 円）以上のものに限る。

また、交通事故や保険外診療分・交通費などは給付対象にならない。

② 手続きについて

災害が発生し、病院受診をしたら直ちに保健室に連絡し、所定の用紙に必要事項を記入し手続きをとる。本人からの手続きがない場合は給付されない。

スクールカウンセラーについて

本校には、３名の臨床心理士が派遣されており、専門家のカウンセリングを受けることができます。みなさんの悩みや困っていることについて、どんな些細なことでも構わないので、気軽に利用してください。相談内容については秘密を厳守します。

⑴ 日程：実施日は、学期ごとに連絡します。教室や保健室前にも掲示してあります。

⑵ 場所：保健室横のカウンセリング室です。

⑶ 時間：10：00～17：00　生徒は、授業時間中は原則として行いません。昼放課や授業後に利用しましょう。

⑷ 利用方法：希望者は担任や保健室に申し出て、予約を取ってください。